

地公労ニュース

発行
2017.11.30
第3号

埼玉県地方公務員労働組合共闘会議
埼玉県職員組合（県職）
埼玉県教職員組合（埼教組）
埼玉県高等学校教職員組合（埼高教）

連絡先
048-822-7421
埼高教内

県当局、「国に準じて」（平均約78万円）

退職手当の大幅削減を逆提案!!

地公労共闘会議（県職、埼教組、埼高教）は、11月20日、第2回団体交渉を行いました。交渉の冒頭、県当局は「退職手当の支給水準の引下げ」を逆提案しました。2012年度の400万円を超える削減からわずか5年、交渉に駆けつけた参加者からは、国に従属した逆提案に憤りの声があきこり、撤回を求める発言が相次ぎました。地公労は、11月27日、退職手当削減の逆提案の撤回を求める第二次重点要求書を提出しました。そして、本日、第3回団体交渉を行います。

■すでに限界!! 繰り返される賃金削減

埼玉県では職員の賃金削減が繰り返されてきました。400万円超という驚愕する退職手当削減が強行された2012年度以降においても、「特例減額」、一時金の役職段階別加算制度・昇格制度の見直し、「給与制度の総合的見直し」、主任級格付けの見直し、技能職給料表の見直しが強行されました。また、地公法「改正」を理由に、評価を賃金に反映させる新たな人事評価システムが導入されました。今回の「退職手当の支給水準の引下げ」提案は、こうした賃金の大幅削減や差別支給、拍車がかかり続ける長時間過密労働・「多忙化」によって追い込まれた職員の生活実態・労働実態を無視したものであり、断じて認めるわけにはいきません。

■「賃金削減」政策としての退職手当削減!

国に従属する道理はどこにもない!!

県当局は提案に当たって、「人事院調査で官民較差が約78万円あるとされたことを受け、国は、去る11月17日、支給水準の引下げを目的として国家公務員退職手当法の改正案を国会に提出しました。施行日は30年1月1日からとしております。本県の退職手当制度は、従来から国に準じております。ついでに、改正案が成立した際には、国に準じて、速やかに退職手当の支給水準の引下げについて、実施したいと考えております。支給水準の引下げについては、国に準じ、官民の均衡を図るために設けられている調整率を引き下げます。具体的には、調整率を現行の100分の87から、100分の83.7に引き下げるものとしました。提案どおり引下げられることになれば、今年度末定年退職者からは、平均約78万円が削減され甚大な不利益を被ることになります。そもそも、埼玉県の職員の退職手当の削減額（率）を国家公務員と同じにする根拠はどこにもありません。

■公務員の退職手当は、単なる「報償金」

ではなく、生涯賃金の一部である退職手当について、国は「長期勤続の報償」としていますが、退職後の生活を保障する「賃金の後払い」の性格をもつものであり、労働基準法11条からも賃金の一部といえます。かつて、職員の賃金は、民間よりも低い水準であり、不当にも人事委員会の引上げ勧告さえも完全に実施されず値切られてきた経過があります。民間における「失業手当」もありません。こうした賃金の在り様を前提に、職員の人材確保も含めて生涯賃金の一部として現在の水準があります。職員のほとんどは、採用時に生涯賃金としての退職手当の位置づけを認識しています。こうした歴史的経過を無視した単純な国の官民比較を理由にした引下げに正当性はありません。

■実施日をめぐる5年前の大混乱を

県当局はどう総括したのか
第2回交渉では、地方自治を自ら否定し「国に準じて、速やかに退職手当の支給水準の引下げについて、実施したいと考えております」とする県当局に対して、2012年度の400万円を超える削減の実施日（2月1日）に起因する職場の大混乱についての総括を求める発言が集中しました。県当局は、混乱が生じたための対応策として中途退職者に対する代替者を配置したことを強調しましたが、そうした認識自体に大きな問題があります。代替者さえ配置すれば混乱は生じないということでしょうか。5年前の失策を真摯に総括できない県当局に逆提案する資格は全くありません。

5年前の2012年度 なにが起ったのか

2012年の交渉では、約430万円もの大幅削減（教諭）になること、2012年度末退職者からも150万円削減することなど、退職者の生活設計そのものを変更せざるを得ない重大な問題であることが指摘されました。2月1日実施については、1月末定年退職をすることで判断せざるを得ない局面が生まれることや2・3月生まれの定年退職者と実施日以前に60歳を迎えている定年退職者との間に極めて大きな不公平が生じることなどの問題点が指摘されました。2月1日を直前に控えた1月22日、『朝日』・『読売』の両新聞が同時に社会面（全国版）に、埼玉の「駆け込み退職」問題を報道しました。他のマスコミも一斉に取り上げ、「社会問題」化していきました。県当局は「国準拠」に加えて「他県の動向を踏まえて」を強調しましたが、1月1日の実施が7県、埼玉県と同じ2月1日が3県、3月1日が9県、その他年度内が6県、最も多かったのは年度が変わった4月1日が22県でした。埼玉の混乱をみて、年度内実施を見送った県もあったとされています。「他県の動向を踏まえて」を繰り返し、混乱を引き起こした県当局の責任が問われなければなりません。



第2回交渉の様子



＜私たちの重点要求＞

- 生活改善につながる大幅賃上げを行うこと。
- 人員増で長時間過密労働を解消すること。
- 退職手当の削減は行わないこと。
- 「給与制度の総合的見直し」は中止すること。
- 初任給・地域手当を大幅に引き上げること。
- 給料表の号給のばしを行うこと。
- 再任用者の給料等は、定年退職前と同様とすること。
- 休暇制度等を改善すること。

地公労第3回交渉

本日 11月30日(木) 19:00~20:15

場所 第三庁舎4階 講堂

◎署名にもぜひご協力ください!